（別紙様式３－１）

年　　月　　日

　　都道府県

各　保健所設置市　 衛生主管部（局）長／○○厚生局長　 殿

　　特別区

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

台湾向け輸出貝類証明書発行申請書

　「台湾向け輸出貝類の取扱いについて」（平成29年12月22日付け生食発1222第11号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知、29消安第4849号農林水産省消費・安全局長通知、29水漁第1120号水産庁長官通知）に基づき、下記輸出貝類に関し、証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

記

１．輸出貝類の詳細

①商品名称

②一般名及び学名

③生産地域

④生産分類

　　　□　養殖

　　　　養殖場の名称

　　　　住所

　　　　登録番号

　　□　天然

漁獲地域

⑤加工方法

⑥加工施設名及び住所

⑦輸送方法、船名、フライト情報等

⑧コンテナ番号

⑨封印番号

⑩輸出者名及び住所

⑪輸入者名及び住所

⑫数量及び重量

⑬生産日

⑭輸出地

⑮輸入地

　２．取扱施設が日本国内で営業されていることを示す書類（法第52条に基づく営業許可証、条例等に基づく食品製造等の営業許可証又は営業に係る届出受理証、食品衛生監視票等）の発行日及び番号

　３．同一の取扱施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果

　　　なし・あり（ありの場合、試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記入）

４．誓約事項

　当該輸出貝類は次の内容を満たすものであることを誓約する。

（１）上記の記載事項が正しいこと。

（２）関税法第２条第１項第４号の「内国貨物」であること。

（３）調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

（４）証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。

（５）台湾側が要求する以下の条件を満たすものであること。

ア．天然あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場に由来するものであること。

イ．「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成27年３月６日付け26消安第6073号農林水産省消費・安全局長通知）２の（２）に基づく出荷の自主規制の対象となっていないこと。

ウ．直近の食品衛生監視員による監視指導（食品衛生監視票の日付等）以降に、食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例等に基づく施設の改善命令、許可の取り消し又は営業の禁停止を受けておらず、食品衛生法に従い、衛生条件が整備されている取扱施設において、処理、製造、加工及び保管がなされていること。

エ．食品衛生法に適合し、人の食用に適するものであること。

（申請書の記載に関する注意事項）

　１．１．の記入は日本語、英語併記によること。

　２．輸出貝類の詳細については以下の事項に留意すること。

　　　「①商品名称」については、商品や当該商品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。

　　　「②一般名及び学名」について、学名はラテン語で記載すること。

　　　「③生産地域」については、申請品目が我が国において加工された場合は、最終加工施設が所在する都道府県名を、申請品目が輸入品であって国内で加工を行わない場合は、原産国名を記載すること。

「④生産分類」中の「漁獲地域」については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添３「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成15年6月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、申請品目が包装のみを行った冷蔵の貝類（以下「生鮮品」という。）の場合は「冷蔵 Refrigerated」、申請品目が包装のみを行った冷凍の貝類（以下「冷凍品」という。）の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

「⑬生産日」については、申請品目中で日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。なお、「最終加工年月日」を生産日とする。

「⑭輸出地」及び「⑮輸入地」については、港や空港の名称を記載すること。